

容積率の特例は、低炭素建築物の延べ面積の 1/20 を上限とし、次の部分に適用されます。

	適用部分	内容
1	太陽熱集熱設備を設ける部分	「太陽熱集熱設備」とは、給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして太陽熱を利用するための集熱設備をいい、太陽蓄熱装置の他、その稼働に必要な機器等を含むものである。ただし、屋根状の集熱器の下を他の用途に供する場合、当該部分の床面積は対象外とする。
2	太陽光発電設備を設ける部分	「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換する設備をいい、パワーコンディショナの他、その稼働に必要な機器等を含むものである。ただし、屋根状の太陽電池モジュールの下を他の用途に供する場合、当該部分の床面積は対象外とする。
3	燃料電池設備を設ける部分	「燃料電池設備」とは、水素及び酸素の化学反応により発電すると同時に、廃熱を給湯、空調等に活用する設備をいい、燃料電池本体の他、その稼働に必要な機器等を含むものである。
4	コージェネレーション設備を設ける部分	「コージェネレーション設備」とは、タービン等により発電すると同時に、廃熱を給湯、空調等に活用する設備をいい、コージェネレーション本体の他、その稼働に必要な機器等を含むものである。
5	地域熱供給設備を設ける部分	「地域熱供給設備」とは、一定地域内の建物群に熱供給設備から、冷水、温水、蒸気等を導管により供給する設備をいい、熱源設備の他、その稼働に必要な機器等を含むものである。
6	ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける蓄熱設備を設ける部分	「ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける蓄熱設備」とは、ヒートポンプ式熱源装置により発生した熱を蓄え、給湯、空調等に活用する設備をいい、蓄熱槽の他、その稼働に必要な機器等を含むものである。
7	蓄電池（床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）を設ける部分	「蓄電池（床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）」とは、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものであって、蓄電池本体の他、その蓄電機能を全うするために必要なものとして設けられる付加的な設備を含むものである。 なお、「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。
8	雨水、井戸水又は雑排水の利用設備を設ける部分	「雨水、井戸水又は雑排水の利用設備」とは、雨水及び雑排水については 80 リットル以上の貯水槽等を有し、井戸水については井戸水を取水する設備等を有し、雨水等を活用することを目的とした設備をいい、貯水槽、取水設備本体の他、その稼働に必要な機器等を含むものである。